事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
1 入校経費について 消防学校における教育訓練の実施に要する経費で、教育訓練の実施に当たり、消 防学校が一括して調達する方が、効率的、経済的なテキストなどの教材等について、 府費とは別に各消防本部から徴収し、消防学校において収入及び支出の管理を行っ ている。 平成27年度においては、大阪府立消防学校入校経費経理規程(以下「経理規程」 という。)第6条の規定に基づき、教育訓練ごとに16会計口座を設置しており、約 9,400万円の支出があった。 また、入校経費については、経理規定第8条において「食費」「共益費」「研修費」 「教材費」に区分すると規定している。		な会計処理及び会計口座の管理を行うため、 経理規程について、所要の改正を行うととも に、規程にのっとった適正な事務執行に努め られたい。
<ul> <li>2 入校経費に係る会計処理について</li> <li>(1) 会計処理について 消防学校において定めた経理規程に基づき会計処理を行っている。</li> <li>(2) 残余金(余剰金)の扱いについて 経理規程とは別に消防学校において「府費と入校経費の執行基準」(以下「執行基準」という。)を定め、残余金については次回の同一の教育訓練課程の会計に繰り入れることとしている。</li> <li>(3) 決算報告について 経理規程第20条において、会計主任者(総務課長)が会計責任者(教頭)の承認を得た上で校長に提出することとしている。</li> <li>(4) 第三者による監査について 経理規程第21条において、会計主任者から提出のあった決算報告書及び会計帳簿等に関し、消防学校職員以外の者による監査を求めることができると規定している。</li> </ul>	<ul> <li>(2) 入校経費の負担者である各消防本部に対し、決算報告が行われていない。</li> <li>(3) 経理規程では消防学校職員以外の者による監査を求めることができるとされているが、義務付ける規定となっておらず、これまで第三者による監査は実施されていない。</li> <li>(4) 経理規程には各会計の銀行口座に係る通帳及び銀行印について、管理や保管に関する規定がない。また、学校長、会計責任者及び会計主任者の事務の引継ぎについても規定がない。</li> </ul>	
大阪府立消防学校入校経費経理規程 第5条(会計責任者等) 会計責任者及び会計主任者を置き、会計責任者には教頭を充て、会計主任者には総務課長を充てる。 第20条(決算報告) 会計主任者は、毎会計年度末日から出納整理期間内に決算整理をし、出納閉鎖後1ヶ月以内に決算報告書を作成し、会計責任者による承認を得た上で校長に提出しなければならない。 第21条(監査) 校長は、前条の規定により会計主任者から提出のあった決算報告書及び会計帳簿等に関し、各消防(局)本部の代表者など学校職員以外の者による監査を求めることができる。		

- 3 取引休止状況にある銀行口座について
- (1) 平成28年5月に金融機関からの口座確認のハガキの送付を受け、消防学校において調査等を行い、平成28年8月に以下の調査結果が公表されている。
  - ア 取引休止状況にある銀行口座(以下「休眠口座」という。)の概要
    - (7) 口座名義:大阪府立消防学校教材研究会
    - (イ) 開設年月日:平成元年12月19日
    - (ウ) 最終取引年月日:平成21年4月28日
    - (エ) 判明時の現在残高:1,525,951円
  - イ 金融機関からの取引明細表や関係者への聞き取り調査等の結果、消防学校 の教育訓練に参加した市町村からの経費関連の口座であることが判明した。
  - ウ 関係者への聞き取り調査や保管書類の点検の結果、いずれも残金に府費が 含まれている事実は認められず、また不適切な支出も認められなかった。
  - エ 当該口座の残金処理については、関係市町村と協議の上、決定する。
- (2) 休眠口座について監査において次のとおり確認をした。
  - ア 休眠口座については、経理規程に規定されていない口座であり、入校経費を 管理している口座から当該口座に平成14年度に振り込みが行われていた。
  - イ 休眠口座から支出された内容については、消防学校の説明では以下のとおり であった。
    - (ア) 平成18年6月以前の支払いについては、金融機関の取引明細書が発行されず、内容は確認できなかった。
    - (4) 平成18年10月及び平成19年4月の支出については、産業廃棄物処分費用 や寮の清掃費用など、教育訓練の実施に必要な経費として支出されたもの であることが確認できた。
    - (ウ) 平成18年8月の支払いについては、内容の確認はできなかった。
  - ウ 残金処理については、平成28年8月29日から9月2日まで消防学校が府内 全消防本部に出向き協議を行い、教育訓練で使用する資機材購入に充当する ことで了解を得て、救助訓練のための軽量移動式タワー一式、斜塀板一式、 空気呼吸器3台を購入することとしたとの説明であった。また、平成21年4 月28日に入金のあった1,000円については、平成28年10月27日に「日赤平成28 年度熊本災害義援金」に寄附が行われた。

#### 措置の内容

監査結果を踏まえ、経理規程を改正し、

- ① 残余金の取扱い
- ② 各会計の銀行口座に係る通帳及び銀行印の管理や保管
- ③ 学校長、会計責任者及び会計主任者の事務引継ぎ

に関する規定を明記した。

また、平成28年度会計から市町村関係機関等が出席する運営協議会の場において決算状況等の情報提供を行うとともに、大阪府危機管理室職員による決算関係の書類の確認(監査)を実施し、経理規程の改正を行った。

担当課:環境農林水産部環境農林水産総務課

## 事務事業の概要

#### 1 柑橘母樹園跡地活用の概要

大阪府農林技術センター柑橘母樹園(昭和59年廃止)跡地については、農業振興に活用するべく、所在の和泉市と事業手法や管理方法について協議を重ねた結果、国の元気な地域づくり交付金(総事業費:112,403千円、負担割合:国1/2・府1/4・和泉市1/4)を活用し、平成18年度から4年をかけて、府民のための体験農園(以下「貸農園」という。)として整備された。

趣旨	都市住民が農空間に気軽にふれあえる魅力ある体験農園					
所 在 地	和泉市鍛治屋町140番の1、3~6 ※農業振興地域 和泉市浦田町654番の1~4					
敷地面積	地面積 <b>15, 143. 58</b> m²(9筆)					
土地価格 227,594,823円 (簿価:平成27年4月1日現在)						
地目	雑種地 他					
建物	管 理 棟 9.69㎡ いずれも平成21年6月30日建築 トイレ棟 4.54㎡					

※「農業振興地域」とは、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業振興を図るべき地域で、農地以外での土地利用が厳しく制限されており、農地転用が許可されない。

#### 2 貸農園の管理状況

#### (1) 和泉市への管理委託

貸農園は、府の行政財産として位置付けられているが、平成21年3月23日に府知事と和泉市長との間で管理委託契約(以下「委託契約」という。)が締結されている。

委託契約では、財産の管理に必要な費用は和泉市が負担するが、財産の管理により生じる収入は和泉市に帰属するとされている。

#### (2) 地元自治会への再委託

委託契約書では、再委託については原則禁止されており、書面により知事の承認 を得たときのみ認められている。

和泉市長は、平成21年3月26日付けで知事から承認を得て、平成21年3月31日に 地元自治会の長に再委託する管理委託契約(以下「再委託契約」という。)を締結 し、管理業務のほぼ全てを地元自治会に再委託している。

再委託契約では、財産の管理に必要な費用は地元自治会が負担するが、財産の管理により生じる収入は地元自治会に帰属するとされている。

#### 検出事項

1 貸農園の利用者は、市の広報やホームページ 府 等により募集が行われており、「和泉市民又は 早急 市内に勤務する者」に限定されるなど、和泉市 い。

民のための「市民農園」的なものとなっており、

府が関与する必要性は希薄である。

2 地方自治体が、使用料を徴収することができるのは、地方自治法第225条により、公の施設の利用又は行政財産の使用許可に基づく使用の場合に限られる。

貸農園では、利用者から料金を徴収しているが、貸農園は公の施設として位置づけられておらず、利用者に対する行政財産の許可も行われていないため、料金徴収できる法的な根拠がない

- 3 委託契約では、管理による収入が管理に必要 な費用を上回り、余剰金が発生した場合の取扱 いについて、何ら規定されていない。
- 4 和泉市からの再委託の申請に対し、府が承認 を行うに当たり、決裁文書等には承認する理由 が記載されておらず、再委託の可否について、 どのような判断がなされたのか不明である。
- 5 委託契約では、建物及び設備の更新については、受託者の余剰金の状況は考慮せず、軽微なものを除き、府が行うこととなっている。このため、平成27年度に「ため池水中ポンプ」の設備更新費用(397,000円)を府が負担してい

## 改善を求める事項(意見)

府の関与の必要性及び施設のあり方について、 早急に検討を行い、抜本的な見直しを行われた い。

## 【地方自治法】

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4 第7項の規定による許可を受けてする行政 財産の使用又は公の施設の利用につき使用 料を徴収することができる。

(行政財産の管理及び処分)

#### 第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

#### (3) 貸農園の料金設定

貸農園の利用者が支払う料金については、府、市及び地元自治会が協議の上、開 園当初に設定され、現在まで変更されていないとのことである。

※利用料金は、1平方メートル当たり400円/年、駐車場付で1平方メートル当たり650円/年。

1 区画60平方メートル程度なので、駐車場付の所で年間39,000円程度。

(4) 建物及び設備等の更新・補修

委託契約では、軽微な補修等を除き、府が負担することとされている。

## 【府知事(甲)と和泉市長(乙)との間の管理委託契約】 (財産の管理)

第1条 甲は、別紙1の財産調書に記載された財産の管理を乙に委託する。

2 前項の管理には、維持、保全、運用、使用並びにこれらのために行う軽微な補修、改善、改良等を含むものとする。

#### (再委託の禁止)

第2条 乙は、財産の管理を他の者に委託してはならない。ただし、書面により甲の 承認を得たときは、この限りではない。

#### (管理費の負担等)

- 第3条 乙は、財産の管理に必要な費用を負担する。
- 2 財産の管理により生じる収入は乙に帰属する。

#### 【大阪府公有財産規則】

(使用料)

第26条 行政財産使用料条例(昭和39年大阪府条例第6号。以下「使用料条例」という。)第3条に規定する知事が定める使用料の額の基準は、使用期間1年につき、次の各号次に定める算式により計算した額とする。

一 十地

当該土地の価額×(3/100)×(当該 土地のうち使用させる部分の面積/当該 土地の面積)

二 建物

(当該建物の価額×(6/100)+当該 建物の建面積部分の土地の価額×(3/ 100))×(当該建物のうち使用させる部分 の面積/当該建物の延べ面積)

第27条 前条の規定により難い場合における 使用料の額の基準は、知事が別に定める。

(費用の負担)

第28条 行政財産の使用を許可することにより府の負担金等が生じる場合は、これに相当する額を前三条の規定により算定した使用料の額に加算する。

#### 措置の内容

#### (財産管理者の抜本的な見直しについて)

当施設は、利用者ニーズが高く国庫を活用して整備した当初の目的である「都市住民と農村の交流の場」としての役割を十分に果たしているが、指摘されるとおり現在の利用実態は、市民農園的な状況にあるとも言える。そのため、府が広域自治体として当施設の運営を継続していく必要性は低下傾向である。

その一方で、府は、当施設と隣接し一体としてある地域の農空間を保全していく立場であるため、今後も当施設が果たす体験農園の役割は維持していく必要性があると判断した。 よって、当施設の財産管理者を以下のとおり抜本的に見直すこととした。

- ・平成28年度:体験農園事業を府から和泉市へ譲渡することとし、当事業に供する土地、建物及び工作物に係る府有財産無償譲渡契約(平成29年3月30日付け)を締結した。
- ・平成29年度:和泉市が同契約に基づき、公の施設設置条例を制定(平成29年7月21日)したため、当地全9筆中、8筆を占める体験農園用地にかかる所有権を市へ移転した。 また残る1筆については、体験農園事業に関係のない市道敷きの残地であったため、平成29年10月19日に入札公告の上、平成30年1月5日付けで売却した。

これにより、柑橘母樹園跡地の財産管理者の見直しが完了した。

## 温暖化防止条例に基づく特定事業者からの届出の信頼性確保について

担当課:環境農林水産部エネルギー政策課

1 大阪府温暖化の防止等に関する条例(以下「条例」という。)について 地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止等に関し、府、事業者、建築主及び 府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並び に電気の需要の平準化、建築物の環境配慮、エネルギーの使用の抑制等に関する情 報の交換の促進並びにエネルギーを効率的に利用する発電設備について必要な事項 | は計56者)

事務事業の概要

2 事業者の責務について

を定めている。

条例においては、事業者に対し、以下の責務を課している。

- (1) 事業活動を行うに際して、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気 の需要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資す る行動、環境に配慮した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずるよう努め ること。
- (2) 府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平 準化に関する調査に協力すること。
- (3) 府が実施する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平 準化に関する施策に協力すること。
- 3 特定事業者における対策計画書の作成及び実績報告書の届出等について
- (1) エネルギーの使用量が相当程度多い者(以下「※特定事業者」という。)は、 対策計画書を作成し、3年ごとに、知事に届け出なければならない。 ※「原油換算エネルギー使用量」の合計量が年1.500キロリットル以上である もの等。
- (2) 特定事業者は、対策計画書に基づいて行った温室効果ガスの排出及び人工排熱 の抑制並びに電気の需要の平準化に係る対策の結果について、実績報告書を年度 ごとに作成し、毎年8月末日までに知事に届け出なければならない。
- (3) 知事は、対策計画書や実績報告書の内容について必要な指導及び助言を行い、 その他必要な措置を講ずるための技術的な助言及び支援を行っている。
- (4) 知事は、実績報告書の届出があったときは、その概要を公表している。
- (5) 知事は、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行っている。

特定事業者(平成27年度末現在894者)からの実績報告 書の届出概要が公表されているが、当該根拠データ等の「信頼性が担保されるよう、根拠データ等の

確認がなされていたのは、顕彰対象者及び指導等の必要「確認方法について改善を図られたい。 な事業者であり、限定されたものであった。(平成27年度

検出事項

【大阪府温暖化の防止等に関する条例】 (事業者の青務)

- 第4条 事業者は、その事業活動を行うに際しては、 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電 気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、 エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮 した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずる よう努めなければならない。
- 2 事業者は、府が実施する温室効果ガスの排出及び 人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関す る調査に協力する責務を有する。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、府が実施 する温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並び に電気の需要の平準化に関する施策に協力する責 務を有する。

(対策計画書の作成等)

第9条 エネルギーの使用量が相当程度多い者とし て規則で定める者(以下「特定事業者」という。) は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を 記載した対策計画書を作成し、規則で定める期間ご とに、知事に届け出なければならない。

(実績報告書の届出)

第11条 特定事業者は、規則で定めるところにより、 対策計画書又は変更対策計画書に基づいて行った 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電 気の需要の平準化に係る対策の結果を記載した実 績報告書を作成し、規則で定める年度ごとに、知事 に届け出なければならない。

特定事業者から届出される実績報告書の

改善を求める事項(意見)

【大阪府温暖化の防止等に関する条例施 行規則】

(特定事業者)

- 第3条 条例第9条第1項のエネルギー の使用量が相当程度多い者として規則 で定める者は、次の各号のいずれかに 該当する者とする。
- 一 府の区域内に事業所を設置してい る者のうち、その府の区域内に設置 している全ての事業所における前年 度において使用した燃料の量並びに 同年度において他人から供給された 熱及び電気の量をそれぞれエネルギ 一の使用の合理化等に関する法律施 行規則(昭和54年通商産業省令第74 号)第4条各項に規定する方法によ り原油の数量に換算した量を合算し た量(以下「原油換算エネルギー使 用量」という。) の合計量が1.500キ ロリットル以上であるもの(次号に 掲げる者を除く。)

(対策計画書の作成等)

第4条 条例第9条第1項の規定による 届出は、対策計画書(様式第1号)を 提出して行わなければならない。

(対策計画書の届出に係る期間)

第5条 条例第9条第1項の規則で定め る期間は、3年とする。

2 知事は、前項の規定による実績報告書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要 を公表するものとする。

#### (指導及び助言)

第13条 知事は、特定事業者が温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者に対し、対策計画書若しくは変更対策計画書又は実績報告書の内容について、指導又は助言を行うことができる。

#### (立入調査等)

第14条 知事は、特定事業者が温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化を図るために必要があると認めるときは、当該特定事業者に対し、エネルギーの使用の抑制に資する行動その他必要な措置を講ずるための技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

#### (顕彰の実施)

第36条 知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。

#### (実績報告書の届出等)

- 第13条 条例第11条第1項の規定による 届出は、実績報告書(様式第4号)を 提出して行わなければならない。
- 3 条例第11条第1項の規定による届出 は、毎年8月末日までに行わなければ ならない。

## 措置の内容

特定事業者からの実績報告書の届出については、温暖化防止条例第38条により正当な理由なく届出を行わない、若しくは虚偽の届出を行った際に必要な措置を講じるよう勧告できるとしており、同第39条において正当な理由なく勧告に従わない場合には氏名等の公表ができるとしていること、これまで実施してきた立入調査において虚偽の報告と認めた事例がないことから、実績報告書の信頼性は担保されていると考えているが、今回の意見を踏まえて、以下のとおり対応することとし、一層の信頼性の確保に努める。

- ・ 平成29年度以降は、顕彰対象者及び指導が必要な事業者以外の事業者にも立入調査を実施し、対象を広げて、根拠データの確認を行う。
- ⇒ 平成29年度から、「立入調査基本方針」に、従来実施している指導の必要な事業者への立入調査に加えて、実績報告書の記載内容の確認を目的とした立入調査を追加し、全ての特定 事業者の中から立入調査実施先を決定することとした。「基本方針」では、届出に記載されたエネルギー使用量と明細書等の根拠資料を突き合せて確認を行い信頼性の向上を図ること としている。
- ・ 「大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく対策計画書及び実績報告書等届出の手引き」において、立入調査を行って根拠データの確認を行う可能性がどの特定事業者についても あるということを新たに明記し、各特定事業者の意識を高める。
- ⇒ 特定事業者向けの条例説明会を平成29年4月21日に開催した。その中で、根拠資料の確認のために立入調査等を実施することを説明。また、特定事業者向け「届出の手引き」(平成 29年6月)においても、府がエネルギー使用量等の根拠を確認する場合がある旨を明記し、特定事業者に周知・届出書作成に当たり注意を促した。
- ・ 立入調査において虚偽の届出が確認された場合は、温暖化防止条例の規定に基づき厳格に対処するとともに、立入調査の更なる強化について検討を行う。
- ⇒これまでの立入調査等において、虚偽の届出は確認されることはなかった。今後確認されることがあれば温暖化防止条例の規定に基づき厳格に対処する。

## 石津漁港区域内の水域及び公共空地の占用許可について

# 対象受検機関:環境農林水産部水産課

1 石津漁港区域内の水域及び公共空地の占用について

漁港漁場整備法(以下「法」という。)第25条により、漁港管理者は知事とされている。

事務事業の概要

漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設等をしようとする者は、 法第39条により、漁港管理者の許可を受けなければならない。

2 石津漁港区域内の仮設桟台及び仮設浮き桟橋について

府は、石津漁港において、下表のとおり、平成2年に阪神高速湾岸線建設のため移設されたと考えられる仮設桟台及び仮設浮き桟橋(以下「仮桟台等」という。)について、阪神高速道路㈱(以下「阪高」という。)に対して、水域及び公共空地の占用(2件)を許可し、占用料を免除している。

この仮桟台等は、関係者との協議でも「仮桟台等」と呼ばれ、暫定的な利用を目的 として設置されたものであると考えられるが、現在も撤去されず、その帰属先につい て、府と阪高など、関係者と協議が続けられている。

3 仮桟台等の転貸について

仮桟台等の占用許可条件では、転貸の禁止が規定されている。

しかし、同施設の維持管理はA社に任されており、実質的に阪高からA社に無償で転貸され、A社は、施設利用者(プレジャーボート所有者)から保管料等を徴収している。

占用許可	阪神高速道路株式会社
の相手方	
	工作物(仮設桟台及び仮設浮き桟橋)
許可物件	※平成2年8月設置
	所有権の帰属先:阪神高速道路株式会社
面積等	6,789.566㎡・・・水域
凹 惧 守 	345. 125㎡・・・公共空地
許可期間	平成27年7月1日~平成28年3月31日(毎年度更新)
計り期间	※当初の占用許可は平成2年8月
F 田 和	全額免除
占用料	(水域分1,317,180円+公共空地分78,690円=1,395,870円)
A I公田 由	国、地方公共団体、知事が適当と認める公共団体等が、公用物
免除理由	又は事業施設を漁港区域に設置しているため。

1 暫定的な利用を目的として設置されたものであると 考えられる仮桟台等が、現在も撤去されることなく、 存置されたままとなっている。

検出事項

2 法第39条に規定されている知事の許可を受けていな い第三者(A社)が、阪高が設置した仮桟台等以外にも 無断でクラブハウス、給油設備、駐車場及びバーベキュ 一広場等を設置し、営利事業を行っている。

#### 【漁港漁場整備法】

(漁港管理者の決定)

第25条 次の各号に掲げる漁港の漁港管理者は、当該各 号に定める地方公共団体とする。

三 前二号に掲げる漁港以外の漁港 農林水産大臣 が、水産政策審議会の議を経て定める基準に従い、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該漁港 の所在地の地方公共団体のうちから告示で指定する一の地方公共団体

## (漁港管理者の職責)

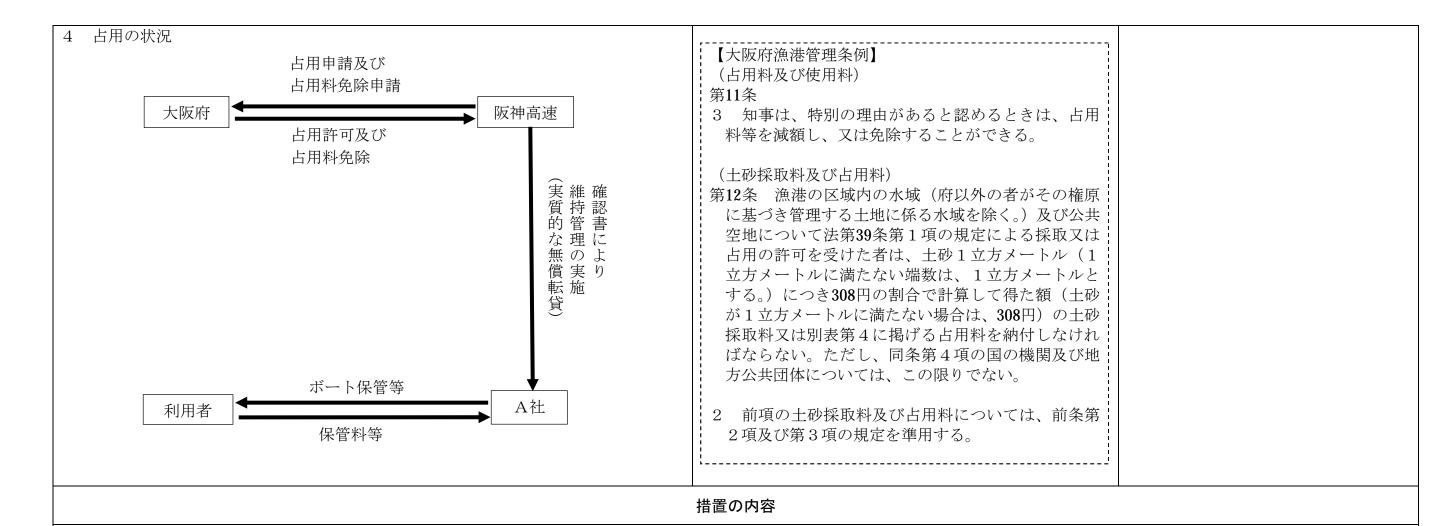
第26条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。

#### (漁港の保全)

第39条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によってする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

仮桟台等の取扱いについては、関係者と協議の上、速やかに結論を出すとともに、漁港区域内の水域及び公共空地が不適正に占用されている現状については、 漁港管理者として早急に是正されたい

改善を求める事項(意見)



仮桟台等の所有権を阪高から堺市浜寺漁業協同組合へ無償譲渡する旨等を内容とする協定書を平成29年3月31日付けで交わし、府は同年4月3日付けで同組合へ仮桟台等部分の漁港区域 内の水域及び公共空地の占用許可を行い、占用料の徴収を行うこととした。なお、A社が実施していた事業は、同漁協が継承し、A社との協働事業として実施している。

監査(検査)実施年月日(委員:平成28年8月8日、事務局:平28年6月14日から同年7月5日まで)

対象受検機関:中央卸売市場

#### 事務事業の概要

1 例月現金出納検査(以下「例月検査」という。)における検出事項

平成28年4月に実施された例月検査(平成28年5月24日実地検査)において、一致すべき大阪 府中央卸売市場(以下「市場」という。)から提出された「合計残高試算表の預金残高(1,254,504,468 円)」と出納金融機関作成の「残高証明書残高(1,254,524,468円)」に差異が認められた。 原因は、4月15日起案、4月22日支払の支出において224,000円の支出伝票を起票すべきところ、 誤って244,000円で起票していたことによるものである。

2 支出伝票起票から例月検査までの流れ

市場	(1)支出伝票起票(起案・決裁)	業者提出の請求書・申出書等を添付	
	(※誤伝票起票)	※起票者・会計員・出納員を含む5名押印	
	(2)支払手続書類の金融機関への	口座振替依頼書等、提出書類を添付	
	提出について起案・決裁	※起案者・会計員・出納員を含む5名関与	
市場	決裁済み書類を送付	手続完了後、支払指定日付で支払済み	
→金融機関			
	(3)月次決算締め	銀行残高証明書を入手し、試算表残高との照	
市場		合を実施	
	(4)例月検査書類の	試算表や残高証明書・総勘定元帳等提出書類	
	提出について起案・決裁	一式を添付	
		※起案者・会計員・出納員を含む5名関与	
市場	決裁済みの試算表等の書類を提出	例月検査の実施	
→監査法人			

#### 検出事項

例月検査の結果を踏まえ監査を行ったところ、会 計事務に関し、次のとおり内部統制機能が十分働い ていない状況である。

- 1 左表の流れのとおり、(1)伝票起票時、(2)支払 手続書類の提出起案時、(3)月次決算締め時、(4) 例月検査書類の提出起案時など、複数回にわたり、 支出金額の差異や試算表と残高証明書の残高の差 | 正に事務処理を行えるよう、手引書 異を発見し得る機会があったにもかかわらず、発しやマニュアル等の整備について検討 見できていない。
- 2 例月検査の過程で、残高不一致の原因が判明す ると、市場は、誤伝票を取り消すとともに、同じ 伝票番号・日付で新たな支出伝票を起票した。取 消履歴自体はシステム上に残っているものの、誤 伝票の取消及び再起票する旨の伺い等は残ってい ない。
- 3 会計事務の基本的事項や流れを記載した手引書 や事務マニュアル等がない。

#### 改善を求める事項(意見)

会計処理の適正性・正確性の確保 のため、内部統制の充実・強化を図 られたい。

市場では、一般会計とは異なる公 営企業会計で運営され、独自の事務 処理が行われていることから、新た に配属された職員等においても、適 されたい。

## 【地方自治法】

(現金出納の検査及び公金の収納等の監査)

第235条の2 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

## 【地方公営企業法】

(計理の方法)

- 第20条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。
- 2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

#### 【地方公営企業法施行令】

(会計の原則)

## 第9条

- 2 地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従つて正確な会計帳簿を作成しなければならない。
- 4 地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明りように表示しなければならない。

## 【大阪府企業財務規則】

(会計伝票の審査)

- 第60条 金銭出納員又は物品出納員は、会計伝票の送付を受けたときは、証拠書類に基づき、 次に掲げる事項を審査しなければならない。
  - 二 所属年度、取引の発生と日、数量、金額、勘定科目及び予算科目を誤っていないか。

#### 措置の内容

市場の会計処理に当たって、会計伝票の起票、審査及び根拠資料等の関連チェックは複数の担当者が実施する等、より一層の適正性・正確性を確保した事務処理を行う。さらに、新たに配属される職員用として、市場独自の処理に対応した「財務会計関係マニュアル」を平成29年4月1日付けで整備した。

監査(検査)実施年月日(委員: -年-月-日、事務局: 平成28年6月16日及び同年7月11日)

## 建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	横出事項 			是正を求める事項	措置の内容
福祉部 障がい福祉室 自立支援課	建設仮勘定の精算状況を確認したところ、工事が完了(供用開始)しているが、本資産勘定への精算が行われていなかったものが1件、費用として計上すべきものを誤って建設仮勘定で処理していたものが2件あった。				修正登録が完了した。
	契約件名		精算すべき金額	【大阪府建設仮樹定取扱要領】	今後は、適時、建設仮勘定の 精算チェックを行って、再発防 止に努め、適正な事務処理を行 う。
	大阪府立障がい者交流促進センタ ーボイラー取替工事実施設計業務	740, 746円	740, 746円		
	契約件名	支出金額	費用計上すべき金額		
	大阪府谷町福祉センター点検調査業務の支出	224, 000円	224, 000円		
	大阪府立障がい者交流促進センタ 一点検調査業務の支出	604, 000円	604, 000円		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月15日から同年7月6日まで)

対象受検機関	検出事項	Ą		是正を求める事項	措置の内容
福祉部 障がい福祉室 地域生活支援 課	建設仮勘定の精算状況を確認したところ、費用として計上すべきものを誤って建設仮勘定で処理していたものが2件あった。			当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を 速やかに実施されたい。 また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解 し、適正な事務処理を行われたい。 【大阪府建設仮勘定取扱要領】	検出事項について、建設仮勘 定のデータ修正を会計局会計指 導課へ依頼し、平成29年3月に 修正登録が完了した。 今後は、適時、建設仮勘定の
	契約件名	支出額	費用計上すべき 金額	第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び 第5条に規定する取得年月日又は異動年月日を	精算チェックを行って、再発防 止に努め、適正な事務処理を行 う。
	大阪府障がい者自立センター建築設 備点検調査委託(前払金)	94, 170円	94, 170円	もって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の 額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなけれ ばならない。	<i>→</i> •
	大阪府障がい者自立センター建築設 備点検調査委託(完成払金)	221, 830円	221, 830円	(参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の 概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設	
			Et * (+\data) =	仮勘定 より	

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月15日から同年7月6日まで)

# 事務事業の概要

#### 1 対象事務事業の概要

- (1) 児童相談 I Tナビシステムは、平成19年6月から各子ども家庭 センターにおいて、児童相談等に関する一連の業務に利用されて おり、個人情報が登録されている。
- (2) マイナンバー利用開始により、平成27年度に以下の改修を実施した。
- ア マイナンバーを入力する欄を用意
- イ 入力されたマイナンバーを、大阪府の宛名システムに連携
- ウ 登録したマイナンバーを用い、法に定める範囲内で、特定個 人情報の提供及び照会を行う仕組みを設計
- (3) 子ども家庭センターでマイナンバーを取り扱う業務は、以下のとおりである。
- ア マイナンバーが記載された証拠書類の受領、保管、廃棄
- イ 個人番号利用事務ネットワーク内の専用端末から、児童相談 ITナビシステムへのマイナンバーの入力
- ウ 登録したマイナンバーを用いた、法に定める範囲内での特定 個人情報の提供及び照会
- (4) 児童相談 I Tナビシステムの保守運用業務については、外部委託を行っている。
- 2 現行の情報セキュリティに係る規程等
- (1) 全庁ルールについて
- ア 情報システムの開発等に関する基本要綱【平成26年4月1日制定】
- イ 情報システムの導入に関するガイドライン【平成26年4月 1日制定】(以下「ガイドライン」という。)
- ウ 大阪府電子計算機、情報通信ネットワーク及び情報システム管理運用規程【平成8年9月30日制定(最終改正平成28年4月1日)】
- エ 情報セキュリティに関する基本要綱【平成26年4月1日制 定】(以下「セキュリティポリシー」という。)
- オ 情報通信基盤の利用に関する基本要綱【平成26年4月1日 制定】
- 力 大阪府個人情報保護条例【平成8年3月29日制定(最終改 正平成28年4月1日)】
- (2) 児童相談 I Tナビシステムについて 大阪府子ども家庭センター個人情報等取り扱いハンドブック 【平成28年6月制定】(以下「ハンドブック」という。)

### 検出事項

- 1 マイナンバーを取り扱う業務に係る情報セキュリティについて
- (1) 子ども家庭センターにおける課題

子ども家庭センター職員のマイナンバーの取扱いに関するルールとしてハンドブックが定められているが、以下の点についての記載がない。

- ア マイナンバーの取得を目的としていないにも関わらず入手した場合の取扱ルール
- イ 府民からの要望によりマイナンバーを修正した場合の取扱ルール
- ウ 特定個人情報等が記載された証拠書類の保管に関するルール (常時施錠されたキャビネット等への保管等)
- (2) 全庁的な課題

マイナンバーの利用開始に伴い配備された個人番号利用事務ネットワークの専用端末に関し、以下の課題がある。

- ア 専用端末のハードディスク等へのマイナンバーの保存について、技術的に制限されておらず、禁止するルールもない。
- イ 盗難防止対策に関するルールが明文化されていない。
- ウ 個別の情報システムにおけるユーザ I Dの定期的な棚卸ルールが明文化されていない。
- エ 生体情報を用いた認証ができない利用者を臨時的に認証する場合に、利用者の本人確認をするための手順が明文化されていない。
- オ ソフトウェアを追加導入する場合の申請様式が定められていない。
- 2 情報システムにおけるセキュリティ機能の要求水準について ガイドラインやセキュリティポリシーにおいては、パスワードや アクセスログなど情報システムのセキュリティ機能として必要とさ れる項目についての対策等が記載されているが、パスワードの最少 桁数・有効期限、アクセスログの取得範囲・アクセス権限など、具 体的な要求水準については定められていない。

今回監査対象とした児童相談ITナビシステムにおけるセキュリティ対策についても、運用面での取組は行われているものの、パスワードの有効期限の設定や、取得するアクセスログの範囲の拡大など、より安全性を高めるためのシステムの機能の強化については課題が見られる。

## 改善を求める事項(意見)

- 1 マイナンバーを取り扱う業務に係る情報セキュリティの一層の強化
- (1) 子ども家庭センターにおけるルールの整備子ども室家庭支援課においては、マイナンバーの取得を本来の目的としない場合も含め、マイナンバーを取り扱う業務を洗い出すとともに、必要なルールについて検討し、具体的にハンドブックに記載されたい。

また、証拠書類の保管に関するルールについても、ハンドブックに明記されたい。

#### (2) 全庁的ルールの整備

I T推進課においては、マイナンバーに係る情報セキュリティの確保に万全を期すため、個人番号利用事務ネットワークの専用端末について全庁的な管理ルールを定め、周知徹底を図られたい。

2 情報システムにおけるセキュリティ機能の 要求水準の明確化

I T推進課においては、情報システムで取り扱う情報の重要度に応じて必要とするセキュリティ機能の水準を、ガイドラインやセキュリティポリシー等において明確にされたい。

子ども室家庭支援課が所管する児童相談 I Tナビシステムについては、より一層のセキュリティ強化のため、IT推進課とも協議しながら、システム及び運用面の改善に取り組まれたい。

- 3 監査の着眼点
- (1) 保有するマイナンバー情報は最小限となっているか。
- (2) マイナンバー情報へのアクセス可能者は、職務上必要な者の みとしているか。
- (3) 不要なマイナンバー情報は、速やかに削除・廃棄しているか。
- (4) 入力ミス等、人的なミスを防止する仕組みがあるか。
- (5) 外部連携先や、大阪府内他システムに悪影響を与えないよう に考慮されているか。
- (6) 情報セキュリティに係る全庁的なルールは整備されている か。
- (7) 各所属、IT推進課、外部委託先の役割分担は適切か。

3 情報システムの開発等を委託する場合に事業者に行うべき説明 | 3 委託事業者への説明すべき内容の明確化 について

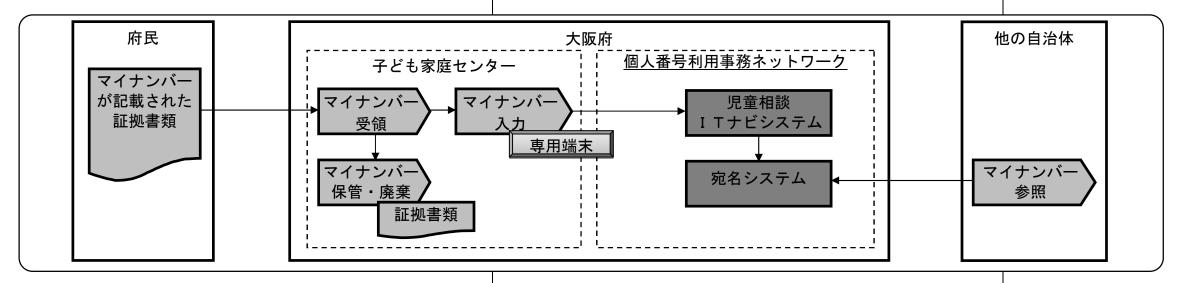
セキュリティポリシー第43条において「情報システム等の開発等 を事業者に委託する場合、(中略) この要綱のうち事業者が守るべ き内容を説明し、遵守させるよう努めなければならない」とされて いるが、その内容について具体的に示されていない。

今回監査対象とした児童相談ITナビシステムに関する外部委 託においても、事業者に遵守させる内容について、仕様書で明確に されておらず、説明も実施されていない。

IT推進課においては、システム開発等を委 託する場合の受託事業者への説明内容につい て、取り扱う情報の重要度に応じて明確化する ことを検討されたい。

また、子ども室家庭支援課においては、児童 相談 I Tナビシステムの保守運用等の委託 (再 委託を含む)を行う際には、I T推進課とも協 議の上、当該事業者が遵守すべき事項について 仕様書で明確にするとともに、説明を実施され たい。

## 【事務事業のイメージ図】



#### 【関係条項等】

セキュリティポリシー第43条

情報システム管理者は、情報システム等の開発等を事業者に委託する場合、当該事業者からの再委託を受ける事業者も含めて、この 要綱のうち事業者が守るべき内容を説明し、遵守させるよう努めなければならない。

#### セキュリティポリシー第48条

- 2 職員は、自己の管理するパスワードに関し、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) パスワードは、他者に知られないように管理すること。
- (2) パスワードは秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。
- (3) パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにすること。
- (4) パスワードが流出したおそれがある場合、情報セキュリティ管理者に速やかに報告のうえ、パスワードを速やかに変更すること。
- (5) パスワードは定期的に、又はアクセス回数に基づいて変更し、古いパスワードを再利用しないこと。
- (6) 複数の情報システムを扱う職員は、同一のパスワードを情報システム間で用いないこと。
- (7) 仮に発行されたパスワードは、最初の認証時点で変更すること。
- (8) 端末機にパスワードを記憶させないこと。
- (9) 共有のIDを除き、職員間でパスワードを共有しないこと

#### セキュリティポリシー第53条

情報システム管理者は、情報システム等の各種の動作記録及び情報セキュリティ対策に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。

2 情報システム管理者は、前項で取得及び保存した記録について、重要度に応じて期間を定めて保管するとともに、詐取、改ざん、 誤消去等が行われないよう必要な措置を講じなければならない

### 措置の内容

#### 【子ども室家庭支援課】

- 1(1) 子ども家庭センターにおけるマイナンバーの取扱については、マイナンバーの取得を本来の目的としない業務も含めてルール化し、大阪府子ども家庭センター個人情報等取り扱いハンドブックに明記した。
- 2 情報システムにおけるセキュリティ対策については、
- ① パスワードの有効期限については、3か月ごとに変更することは、運用上のルールで徹底している。マニュアルへの記載については、「児童相談ITナビシステム管理者用簡易マニュアル」へ平成29年3月に記載済み。
- ② 取得するアクセスログについては、新たに「入力内容」などについてログの取得ができるよう対応し、最低保存期間を設定した。
- ③ アクセス権限については、業務内容・職階に応じて設定の上、参照のみを可能とした。
- 3 委託事業者への説明については、IT・業務改革課と協議の上、契約時の特記仕様書の中で「個人情報取扱特記事項」で適正管理について記載しており、誓約書も受理している。セキュリティポリシーも業者に渡し、平成29年1月6日にセキュリティ対策について遵守するよう説明した。

#### 【IT・業務改革課】

1(2) 全庁的ルールの整備について

個人番号利用事務ネットワーク専用端末の全庁的な管理ルールについて、「個人番号利用事務ネットワーク内で端末機を利用する際に遵守すべき事項について」として作成し、平成 29年12月1日に個人番号を使用する情報システム利用課宛に周知した。

- 2 情報システムにおけるセキュリティ機能の要求水準について 情報の重要度に応じたシステムの備えるべきセキュリティ機能について、「情報システムに求められるセキュリティ水準について」として作成し、平成30年1月26日に庁内に周知した。
- 3 情報システムの開発等を委託する場合に事業者に行うべき説明内容について 情報システム開発等を委託する場合の受託事業者への説明内容について、「情報システムの開発等において事業者が遵守すべき事項について」として作成し、平成30年1月26日に庁内に 周知した。